

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の 選定療養について

2024 年度診療報酬改定に伴い、長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）の特別料金（選定療養費）が 2024 年 10 月 1 日から設定されます。患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、自己負担が発生します。

○対象

- ・ 院外処方、院内処方
- ・ 後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上の長期収載品

○対象外

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合
- ・ 後発医薬品の提供が困難な場合
(当クリニックまたは薬局での在庫不足等、やむを得ず先発医薬品を調剤する場合)

※患者さまのご事情で先発医薬品を希望される場合はご相談ください。

○自己負担額

- ・ 選定療養費の計算額は、先発医薬品と後発医薬品（最高価格帯）の差額のうち、4 分の 1 相当です。選定療養費は課税対象のため、消費税が上乗せされます。
- ・ 公費負担等の自己負担がない患者様も対象となります。

令和 6 年 10 月 1 日
吉祥寺駅前クリニック